

植民地朝鮮の「文化政治」下における アメリカ人宣教師とミッションスクール 長老派ミッションスクールの指定学校化をめぐる

李 省 展

はじめに

3・1独立運動後の朝鮮における植民地政策は、「武断政治」から「文化政治」へと転換する。この政策転換は指摘されるように、憲兵警察制度の廃止、普通警察制度の普及、拡大による植民地支配の再編と、産米増殖計画などによる経済的収奪の深化をともなうものであった。「文化政治」期では、朝鮮語による出版物の規制緩和などにみられるよう、「武断政治」期における暴力的な単線的同化政策とはことなる、同化と異化の錯綜・共存する政策が展開されることとなる。この単線から複合へのシフトは、独立運動を通じた朝鮮民衆の政治・文化的要求と国内外の世論の趨勢を見極めたうえでの対応によるもので、朝鮮民族の政治、文化的要求を最小限に抑えつつも、国内外に支配の正当性を主張し得る、植民地の維持と支配の継続を第一義とした統治の再編と、ひいては支配の強化とを企図するものであったといえよう。

総督府は独立運動発生直後から宣教師の植民統治に対する意見収集、さらには教育・文化政策をめぐる宣教師と折衝をはかり、宣教師側も「文化政治」創生への積極的協力をしている。これは従来から指摘されるような総督府の一方的な懐柔政策というよりも、朝鮮民衆との関係を基調としつつも、アメリカ近代を背景に持つ宣教師の主体的選択としての協同であったといえよう⁽¹⁾。ではこのような「文化政治」創生への協同者としての宣教師は、総督府が三面一校政策の徹底から一面一校政策へと植民地教育のさらなる浸透

を企図する中で、どのような教育政策を展開しえたのであろうか。

その総督府との葛藤ならびに抵抗と協力を、特に「改正私立学校規則」（1915年）に象徴される「宗教と教育の分離」政策に対して、メソジスト系ミッションスクールが結果的に植民地教育体制に統合されていったのとは異なり、果敢に異議申し立てをしたアメリカ北長老派ミッションスクールとの関係で明らかにしていきたい⁽²⁾。

1. キリスト教教育の自由と最初の指定学校の誕生

斉藤実総督の「文化政治」下にあつて、「改正私立学校規則」は1920年3月に改正され私立学校における宗教教育と宗教行事が許可されるとともに、翌月には宗教布教に関する規則も緩和されている。また、私立学校における朝鮮語使用も許されるようになった。さらに1923年4月には、私立学校の、上級学校への進学の間でも総督府の学校と同等の資格を有する指定学校制度が確立され、宗教（聖書）を必修科目とすることも可能となった。しかし宗教教育の自由を制度として勝ち得る一方で、指定学校制度は、総督府の定める設置基準を満たさねばならないことから、長老派ミッションスクール各校は指定学校の資格獲得のためのさらなる努力が強いられたこととなったといえよう。

北長老派ミッションスクール八校⁽³⁾の中で、最初に指定学校となったのは財政基盤と教育施設が充実していたソウルにある倣新学校であった。倣新学校は他の長老派ミッションスクールに先駆け、早くから植民地教育への統合を意識し、教育体制を整備してきた。これは「改正私立学校規則」に対するクーンズ（E. W. Koons）校長のメソジストと同様の高等普通学校としての認可をもとめる姿勢⁽⁴⁾とも関係している。また指定学校化への背景として、1917年3月の倣新大学部学生四名の雄弁大会での発言内容の問題、同年春から夏にかけての倣新学生のストライキそして、翌年1月の倣新ならびに大学部（朝鮮キリスト教大学）の学生逮捕事件など一連の学生騒擾との関連も看過できない。総督府は倣新に対して通達を出し、学生の処分、日本人学監の採用、迅速な日本語による教科教育の実施、日本人教員の増員を強力に

要請している。これに対し、この時点での日本人学監の採用は拒否したものの、学生の処分は実施し、日本語による教科教育はすでに実施していると回答している⁽⁵⁾。またこの時期、文芸関係の倶楽部が不穩当であると解散させられている⁽⁶⁾。

1918年のエビソン (O. R. Avison) による倣新学校報告書⁽⁷⁾には、北長老派ミッションスクールは総督府の学校よりかなり遅れていることが意識されており「時期がくれば、総督府の定める要件に適合するための追加施設と、総督府の求めるより良き教員を供給するさらなる増収とが必要とされるだろう」と記されるとともに、優秀な朝鮮人と日本人教員確保のための予算措置の必要性がすでに指摘されている⁽⁸⁾。

当時の倣新の朝鮮人教員は日本語に関する知識を欠いていたことも事実であるが、これは朝鮮人教員が数年のうちに日本語のできる教員と置き換えられることを意味した。これらの総督府の圧力は北長老派系大学卒業生に対する差別であると報告書は指摘している。またメソジストよりも三割から五割ほど給与水準が低いことも教員確保には不利であると指摘している⁽⁹⁾。

しかし改革のテンポは急激に進み、1918年の報告書⁽¹⁰⁾には高等普通学校のカリキュラムとほぼ同様の教育課程であることと、ほとんどの教科目が日本語による授業であること、また英語が週三時間、聖書も週三時間加えられ、総計で週三六時間の授業時間数となっていたことが記されている。クーンスはソウルの他の学校においても、この授業時数は実施されていないと述べ、また他のどんな私立学校より日本語による授業が多いと自画自賛している⁽¹¹⁾。また彼は、日本語による授業の多さは学生の反対を受け、そのことにより数名の学生を失ったが、時間の経過がこの改革を支持するであろうとも述べている。この時点で日本人教員は、東京帝国大学卒業の将来の学監候補者と数多くの教員免許をもち大学部でも教えている者の二名を報告している。

1922年2月4日の第二次朝鮮教育令のもと、専門学校における宗教教育の自由は保障された。このことによりメソジストなどとの連合プロジェクトであった延禧専門学校での宗教教育のあり方に関する論議により、必ずしも意

見の一致をみていなかった北長老派ミッションは、年次総会の決議を経て、延禧専門学校に対して完全な協力体制をとることとなっている⁽¹²⁾。

またこの時期、「改正私立学校規則」により問題となっていたミッション中等教育機関の宗教教育に関しても一定の前進が見られている。齋藤実総督はエピソンとクーンズを協議のため彼の居宅に招き、そこで英語版の新教育令をかざして、将来的に正規の学校以外で、正規の学校と同様に優秀な学校の卒業生に対して上級学校への進学資格を与える可能性を示唆しており、これに対しエピソンは「総督の決定はこの機会を逃さないためにもミッションスクールを向上させるというミッションにとっての挑戦である」と積極的にこれを受け止めている⁽¹³⁾。朝鮮ミッションは上級学校への進学を可能とする、倣新のこの指定学校化にむけた動きを歓迎し、さらに総督府学務局に代表団を送り、この問題に関する会談を行っている。その際、総督府官僚は、日本の明治学院そして他の学校にさえ内地当局者は過酷に対処し、「自らの法令を犯してきた」、総督府は内地の法令に従い、内地当局のように法令に対する悪意をもった逸脱はしないと述べている。これは総督府の独自性を主張する言説であるとともに、法令遵守を表明することによる内地延長主義の徹底化とも考えられるが、事實は、このような言説とは異なり、朝鮮における指定学校化もまた日本と同様に、あるいはより一層多難な道程を歩まざるを得なかったといえよう。またこの会談では、ミッションスクールに対しては宣教本部からの年次ごとの財政支援の書類が準備されれば、必ずしも40万円の基本金を必要としないと述べ、財政面における便宜を図っている⁽¹⁴⁾。

しかし、この時点では実際には、専門学校入学者が高等普通学校卒業者と規定されたため、新たな矛盾が生じることとなった。高等普通学校としての認可を拒否していた北長老派系のミッションスクール卒業者が制度上、ミッション系の専門学校への入学資格を失う可能性が出現したのである。それに対しミッション・ボードは朝鮮ミッションに次のような要望を表明している。

「さまざまなミッションの教育段階は相互関連したシステムであり、その頂点に大学 (Colleges) は存在している。アメリカのキリスト教会は、その

教育システムが総督府の満足するように運営されるとともに、朝鮮人に最大の利益をもたらすように望んでいる。この関連においてボードはミッションの中等教育機関が近い将来、学年、施設、教員構成などの総督府の基準に適合し、その卒業生が認可された専門学校の入学資格が許されるよう希望する。ボードは、新教育令のもとで認可されていないミッション中等教育機関の報告されている障害が、キリスト教教育にとって必須不可欠の宗教の自由を喪失することなく取り去られるよう真摯な希望を表明する。ボードは総督府の一般的教育水準に中等教育機関が適合できるようミッションとしての協力を惜しまない⁽¹⁵⁾。」

この「改正私立学校規則」以来の宗教教育をめぐる問題、特に認可拒否による進学上の不利は、朝鮮人学生に動揺をもたらしたといえる。ピョンヤンの宣教師モーリー（E. M. Mowry）は、学生ストライキ（同盟休校）について「総督府官僚は宣教師が朝鮮人に自由を教えたことによる欠陥だといい、朝鮮人は日本人学生から学んだという」と述べている。また「この教育事業が対処せねばならぬ最も困難な状況のうちの一つ」としてストライキ問題の深刻さを指摘している⁽¹⁶⁾。事実、崇実では、22年春に二年生7名によりストライキが引き起こされ、この件をめぐり150名ほどが署名した嘆願書が提出されている⁽¹⁷⁾。モーリー報告書によると、それは7名の解職教員の処遇に関する件、高等普通学校としての認可などが学生の要求の主なものであった。まさにこれは指定学校化にむけての学校改革と、高等普通学校としての認可拒否による不利益との狭間に出現したストライキであったといえよう。モーリーは「この種のストライキは総督府の認可を受けない学校でしか起こりえない」と断言している⁽¹⁸⁾。

ソウル在住宣教師ローズ（H. A. Rhodes）は、朝鮮の教会指導者は宗教教育にたとえ制約があったとしても総督府の認可学校となるべきだと主張していること、またミッションスクール教員と学生間に事態が進展しないことに対する不満の存在を指摘している。ローズは「日本のミッションスクールと我々は同一の軌跡をたどっており、指定学校となれば、我々の立場はあらゆる面でより良くなるだろう」⁽¹⁹⁾と指定学校化への楽観的な期待を寄せてい

る。

1923年4月下旬に齋藤実邸にエビソンとクーンズ倣新学校長が再度呼ばれ⁽²⁰⁾、総督府は施設、人員が総督府の基準に達したミッションスクールに対して、指定学校の地位を与えるとの通告がなされた。それはミッションの要求する聖書教育を許可し、また指定学校の卒業生は総督府の学校と同様な上級学校への進学資格を与えるものであった⁽²¹⁾。このようにして同年5月9日に倣新が、朝鮮初の指定学校とされている。

この新たな進展に対し、宣教本部セクレタリーのブラウン(A. J. Brown)は齋藤実に次のような書簡を送っているのが注目される。

「アメリカ合衆国長老教会外国宣教本部は、総督府学務局が必要とされる水準に達した私立学校に、聖書教育と宗教行事を許可する法令が4月に公布されたことを知るに至りました。閣下をご存知のようにアメリカのキリスト者は永年にわたり朝鮮の学校を支援してきました。ミッションスクールが十分な施設と財政基盤を確立すること、そして教育的見地からして、徹底して満足の行く仕事をすべきことが望ましい一方で、これらの学校はその性格と影響力において明瞭にキリスト教的でなければなりません。我々はそれらの学校をキリスト教宣教事業から分離されることのない、必要不可欠なものを見なしています。それゆえ我々は、総督府が閣下の類まれなる施政のもとで、先に言及した法令が公布された事実を知りとても喜んでいます。宣教本部とアメリカのキリスト者を代表して、長老派朝鮮ミッションは閣下に、これらの学校の効率化を図るためのあらゆる面において総督府と協力する真摯な我々の願いを表明します。……全能の神の祝福が閣下と朝鮮人の上にあるようにという朝鮮ミッション宣教師の祈りに、我々の祈りをあわせませ⁽²²⁾。」

齋藤実は、1926年に6月18日のポスト礼拝堂の献堂式に臨席し、総督として祝賀の辞を述べ、朝鮮最初の指定学校となった倣新に対しては特別の配慮を払っている。学校長のクーンズ書簡には「これはこの学校の公的認知にとって真に偉業である。総督閣下は帝国大学以下のこの種の式典には参席しない。私はこのためにしばらく尽力してきたが、彼はそれを感謝していた。

彼は学校の歴史について多くの質問をし、祝辞は単なる形式的なものに留まらないだろうと述べた。」と記されるとともに、ミッションの教育機関がこのような光栄な扱いを受けたのは、伊藤博文がセブランズ医学校の最初の卒業式に臨席して以来の快挙であると述べている⁽²³⁾。

このように朝鮮ミッションの粘り強い交渉を経て、ソウルの徹新は指定学校としての地位を得たが、残りの7校は容易に指定学校とされることはなかった。宣教本部の学校数の削減提案に対しても、教会経営の初等学校の受け皿として、またキリスト教指導者の育成の観点から朝鮮ミッションは反対し⁽²⁴⁾、全校の継続と維持、そして指定学校化政策を堅持したが、次章で明らかにされるように、実に三十年代半ばまで、神社参拝強要問題を契機として長老派が「教育引退」を決議するまで、全校指定学校化への努力は継続されたのであった。

2. 長老派ミッションスクールの全校指定学校化への道程

3・1独立運動後の数年は、朝鮮民衆の独立への機運の高まりと、また独立運動に積極的な役割を果たしたキリスト教界への期待もあり、ミッションスクールへの応募者は増加し、盛況をきたしているが、最初の指定学校となり、エリート校の色彩を強めていく敬新、そしてキリスト者人口の多いピョンヤンの崇実、崇義を除く、他の地域のミッションスクールは、進学上の不利が、いちはやい学生募集の困難化となっている。また10年代半ばからのこの進学上の不利は、20年代になると一部キリスト者の間でも子供を総督府の学校に通わせる傾向を生じさせた。さらにこの進学上の不利が、学生ストライキや転学の要因となることもあり、宣教師は多難な学校運営を強いられたとっていいだろう。

大邱の宣教師はこの現実について次のように述べている。

「朝鮮のキリスト教学校は現在、特異かつ苦痛を伴う時代にいる。過去においては朝鮮の学校システムはなきに等しかったが、最近になり、総督府はそれを標準化しようとしている。ただ予期されることは、彼等の基準と我々のそれとが一致しないということであり、それにより困難が生じるというこ

とである。総督府は西洋の学校を視察していることから、特に設備、校舎の充実を強調するのは当然である。一方でまた、優秀な教員養成の必要性を率直に認め、師範学校を制度化している。そこまでは良いだろう。さてキリスト教学校にこれを適用し、実際の計画実行についていえば、朝鮮人は物質面での標準化に関しては受け入れたといえよう。ただし標準化された学校で聖書教育を禁じる項目を除いては、これはキリスト教学校でいつも聖書を学んできたキリスト者にとって全く受け入れることができないことである。誰でも熟慮すれば、設備そして校舎のどちらもが良い学校をつくるわけではないし、師範学校の卒業生が自己研鑽し、たたきあげられた教師より良いといえないことが分かるのだが、総督府はこれらのことに関しては全くの例外を許さない。……資格のある教師を輩出する学校は少なく、また資格のある教員の需要は法令により創り出されるので、このような唐突な学校標準化の義務に伴う、避けられない悪循環を繰り返しながら給与が高騰するのは全く当然といえよう。いくつかの学校はこのペースに堪えられるかもしれないが、多くの学校は締め出されてしまうだろう。この状況は尋常なものではない。長期的に見れば、(われわれの)学校がこの嵐を切り抜けることが判明するとは思いますが、我々の大いなる不満は、これがあまりにも唐突で、劇的なので、一ついえることは、これは宗教系私立学校を壊滅させることを目的としているのではないかということである⁽²⁵⁾。」

朝鮮ミッションの指定学校化の方針は、倣新がそうであったように急激な変化にミッションスクールが順応することを強いている。先にも述べたが教師陣を教員免許保持者へと段階的にシフトすることが前提とされた。したがって、それは時には、教員免許の取得が見込めない永年勤続者、また日本語の運用能力に欠ける朝鮮人教員を解雇する一員となっている。また「国語」や地理、歴史の教員として当初は日本人を採用することが必要とされたことから、ミッションでは、日本人キリスト者で教員免許所持者の採用を第一義と考えていたが、人材確保には困難を極めている⁽²⁶⁾。日本人教員採用に関しては、総督府、または道庁からの推薦を受けることも稀ではなかったようである。しかし各校の教育報告書によると、先に示されたように日本人

教員への需要は多く、給与も高騰し、財政逼迫の一因ともなっている⁽²⁷⁾。またメソジストに比べても待遇の良くない長老派ミッションスクールの日本人教員の定着率はあまり良いとは言えず、全体的に見ると、キリスト者で特別の使命をもたなければ長続きしなかった傾向にあったようである。しかし、指定学校化を推進した20年代の長老派ミッションスクールには数名の日本人教員が常時存在するという新たな状況が出現したとあってよい。日本人教員の中には保聖女学校の日本人教員のようにチマチョゴリを常時身にまとい、生徒と寮生活を共にし、朝鮮人女子学生の心を一拳に掴んだという記録も断片的であるが存在する⁽²⁸⁾。

日本人教員に関しては、20年代末から、30年代にかけて、指定学校化を達成した学校では特に顕著であるが、日本へ留学した朝鮮人の高等師範学校卒業生などに置き換わる還流的現象もまた見られる。崇義の校長のスヌーク（V. L. Snook）は、クリスチャンで資格のある、まともな教員を採用しようとするならば、選抜した学生を日本の高等師範学校または大学に送ることを可能とする基金創設の必要性を提唱している⁽²⁹⁾。実際ミッションスクール卒業生の中には、日本のミッションスクール系の大学、東京帝国大学、御茶ノ水女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校のなどの卒業生が教員となる例が見られる。なかには「国語」教員として採用された朝鮮人も出現している。

大邱の啓聖学校は、いち早く教科書を「内地」使用のものに変更し、23年度のブレアー（H. E. Blair）報告書⁽³⁰⁾によると、すでに資格のある3名の日本人教員を採用し、朝鮮人教員も3名の有資格者をそろえている。そして主要教科は日本語で授業を行い、朝鮮人教員も朝鮮語で教えることを禁じている。ブレアーは日本語の使用に関して次のように記している。

「朝鮮人教員が日本語で朝鮮人学生を教えるのは奇妙に見えるかもしれない。そしてその教育効果を疑う者もいるかもしれない。……五年前の学生なら日本語を話すことを認めるなら死んだほうがましだと考えただろう。しかし高等普通学校の学生に遅れをとるかもしれないと、いまや学生のほうが日本語での授業を強く望んでいる。彼等は朝鮮人教員の日本語授業能力に強い

疑いの目を向けている。教師陣にとって言語の障壁は深刻な問題となってきた。いまや事態が示すように、朝鮮におけるミッションの教育事業においては、朝鮮語と日本語の両方に長けていなければ、どのような者にとっても将来の見込みはほぼないだろう…。」

このような、いち早い指定学校化への対応は、特にキリスト教的基盤を西北地方と比較すると脆弱といえる大邱にとっては学生募集の面一つをとっても、必要不可欠であったといえよう。この日本語による授業展開³¹⁾は総督府官僚に好感をもって受け止められているようだとブレアーは記している。

崇実学校などは指定学校化の途上にあっても宣教師が予想する以上の生徒数を確保できたものもあったが³²⁾、大邱の学校は長老派ミッションスクールのなかでも特に学生募集に困難をきたしている。

啓聖学校の26年度報告書³³⁾に学生数の減少について次のように記されている。

「学生数の減少は困難な時代ということもあるが、経済的に裕福な親は、息子達をソウルや日本に送り、かれらは認可された学校で学んでいるということもまた真実である。かろうじて息子たちを教育することができる財力のある者のうち、指定学校となっていない学校での教育は教育を受けないことと同じだと考えない者が、犠牲を払って子供を送ってくる。88名の小集団は通常の学生数の四分の一であるが、彼等は忠実な少年であり、一生懸命やっている。……困難にもかかわらず教師も生徒も通常よりよくやっている。我々は現在、人気の低下に苦しんでいるが、人気だけを我々は求めているのではない。」

校長のヘンダーソン (H. H. Henderson) はこのような困難な状況でミッションスクールを維持する理由を次のように述べている。

「総督府の学校があるのに、なぜミッションスクールを維持するためにそのような絶望的闘争を継続するのかと聞かれるかもしれない。私の答えは、朝鮮教会の教養ある指導者を養成するためであり、総督府の学校ではこれは不可能であるからである。大日本帝国憲法には信教の自由の項目は存在するが、政府機関においては神道と仏教が愛国主義と結託しており、そこには信

教の自由は存在しない。朝鮮の多くの学校では、キリスト教に対するあからさまな反発があり、総督府の学校では全く、信仰が恵みのうちに育つことはありえない。今春、総督府の女学校が開学したが、応募者は日曜日中を入試に費やさなければならなかった。男子の高等普通学校ではキリスト者男子は入試で不合格となる傾向にあることが、あまりにもよく知られているので、気の弱いキリスト者男子は儒教と書いて提出した。……総督府の学校では正規の授業は日曜日に行われませんが、しばしば日曜日に、遠足、運動会、愛国儀礼など課外活動に出席を義務付けられる。これは大きな意味でキリスト者少年の健全な育成と交わりの妨げとなる。また総督府の学校の全生徒は天皇崇拜の儀式に参加せざるを得なく、これは少なくとも精神的情熱を衰退させる⁽³⁴⁾。」

モウリーによる崇実の28年の報告書には、指定学校とされる直前の様子を伝えているが、道庁の学務に従事する役人⁽³⁵⁾の協力、さらに総督府外事局官僚⁽³⁶⁾の協力を記している。崇実には二度の学力考査が課せられ、27年12月の学力考査はそれ以前の考査よりは結果がよかったが、総督府官僚は満足せず、学力水準向上の名目で、学監を高等師範学校卒業生にするよう要請し、日本人教員の採用を勧めたが、教頭を朝鮮人の京城高等師範学校卒業者とし、学務の相談役に日本人教員をあてるということでの決着を図っている⁽³⁷⁾。崇実校長のマッキューン (G. S. McCune) は、多難な道程をへて指定学校となった感慨を次のように語っている。

「これは学校にとって記念すべき年である。何年もの間、学校は苦難に直面してきた。この苦難は密接に関わってきたものしかわからない。我々は指定を望む一方、キリスト教学校がどうあるべきかという確固とした原則を保つことに終始した。今まで築いてきた全てのものを犠牲にした上で、指定学校になることもできただろう。しかし我々は、今まで築いてきたものと同時に、学校の色濃いキリスト教的性格を保つことにも固執してきた。何という心痛と苦痛、落胆と失望、何という誤解、試行錯誤を耐え忍んできたのだろうか。……『チャムシオ』(ここは堪えなさいの意、筆者注)は朝鮮人が使う言葉だが、モフェット (S. A. Moffette) 博士は実にこの言葉をよく用いた。

彼は本当によく堪えた。なぜならば彼には信仰と先見の明があったからだ。これは小さな勝利ではない。価値ある勝利だ。⁽³⁸⁾

マッキューンはこのように述べた上で、指定学校で「聖書」が正式な教科として認められること、また満足な結果が得られたことに感謝の意を表している⁽³⁹⁾。

宣川の信聖学校の29年度報告には、在籍数が238から143と四分の一程の激減を経験しているが、その唯一の原因を指定学校化問題としている⁽⁴⁰⁾。しかし31年3月16日に指定学校となり、在籍数が三百名ほどに一挙に増加し、報告書は数年のうちに五百名を超えると予想している⁽⁴¹⁾。

指定学校化にさいして実施される学力考査はかなり程度の高いものであった。31年度に啓聖学校で実施された考査は、高等普通学校の生徒でも解けないような難問であった。当然、成績の不振により指定学校化は見送られる結果を招来したが、教師陣からこの難解な試験問題に対する抗議の声が挙げられた。総督府官吏との事前折衝で公に抗議することに対する間接的反対があり、この抗議は取り下げられている⁽⁴²⁾。

啓聖学校はこの経験を踏まえ、平均点以下の生徒に対しては、夜間の特別授業を実施した。また地方官僚も模擬試験を課すことで啓聖の指定学校化に協力している。さらに啓聖の教職員はソウルまで上り、数度にわたり総督府官僚との折衝を試みているが、偶然にも大邱に以前赴任していた三名の官僚が、重要な地位についており、総督府官僚との関係と地方官僚との好意的姿勢が指定学校となるのに生かされたと報告書は記している⁽⁴³⁾。

啓聖学校は1933年4月12日に指定学校化の通知を受けた後の、5月4日に祝賀会と校舎の奉獻式があわせて持たれることとなり、慶尚道の五百の教会、全卒業生とその親にも招待状が送られている。また道の官僚、学校長は特別の招待を受け、六百名余りによる盛大な祝賀会が催されている。慶尚道長、大邱市長、またミッションを代表してプレーア宣教師の、さらに教会代表などの挨拶がなされている。では最後に朝鮮ミッションの女学校の指定学校化への動きを見ていこう。

朝鮮ミッションは女学校の段階的な指定学校化の計画をたて、学生数も多

く比較的設備も充実していた崇義女学校を、優先的に申請すると決議をした。その結果、崇義女学校は、1931年12月18日に総督府より指定学校化の通知を受けている。第三代校長のスウォーレン（O. Swallen）は「日本の女学校と同等な五年制の卒業資格を与える朝鮮唯一の女学校」となった喜びを隠していない⁽⁴⁴⁾。一方、ソウルの貞信は学生募集に困難をきたしている。報告書には次のように記されている。

「ここ数年間の学生数の着実な減少の背景に存在する唯一の理由は指定化されていないこと、すなわち一般に認められていないところにある。卒業生は親戚や自分の子供達、友人の子供達を、また教会も子供達を私達のところに送りたいと思っているのだが、子供達の高等教育そして就職という将来の可能性をつぶしてまでも送る余裕はない。それゆえに彼等はメソジストの学校に送るのである⁽⁴⁵⁾。」

このようにその当時は、すでに総督府の認可を受けているメソジストのミッションスクールに子供達を入学させる傾向が、保護者ならびに長老教会に存在していたことを明らかにしている。貞信はこのような紆余曲折をへて35年5月9日に、指定学校となったが、その喜びは大きく、総督府官僚の同情と可能な限りの協力に感謝の意を表している⁽⁴⁶⁾。

信明女学校の学生募集も困難を極めた。1926年の報告書には次のように記されている。

「五年前の在籍者数は160名だった。今期は51名である。…総督府の指定学校にならねば学生を確保できない。学生そして新校舎、設備、有資格教員なしには総督府の指定学校となることはできない。朝鮮人の友人等は、これはキリスト教の理念に忠実であるかどうかの問題ではなく、パンとバターの問題であるという。それでも彼、彼女等は子供達をキリスト教学校にあえて送っているのである。二年前までは教会経営の初等学校の教員となる資格があったのだが、今はその資格もない。彼女等は正規の学生として認可された上級学校に入学できないのである⁽⁴⁷⁾。」

初等教育の教員職への就職の困難化は崇義、信明などの女学校に幼児教育のコースが設置される一因となっているのは興味深い事実である⁽⁴⁸⁾。また

一部学生が、正規の卒業資格を得られないため、認可学校⁽⁴⁹⁾に編入する事態が頻発している⁽⁵⁰⁾。

35年度になると神社参拝がミッションスクールに課せられるようになり、大きな問題となるが、信明女学校のヘンダーソンは神社参拝問題に関しては次のように報告している。

「ミッションの指導者は、これ（神社参拝）はミッションが直面した中でも最も深刻な問題だと繰り返し指摘している。我々の学校は非常に困難な状況下でも発展してきた。この時期にミッションは再度、学校を継続するか、否かの会合をもった。これ以上継続するのは困難のように思える。しかし神の恵みにより全てのミッションスクールが経営を続けてきたばかりではなく、いまは全ての学校が以前より規模が拡大し、改良されている。新しいジレンマに遭遇しているに過ぎない。ここで進退窮まることは、教育事業の挫折のみならず、我々の全ての宣教事業を損なうことを意味する。何年もの困難を通じて我々は打ち倒されたであろうか⁽⁵¹⁾。」

ヘンダーソンは、神社参拝強要の危機的な状況にもかかわらず、信明女学校は成長し続けていると述べるとともに、指定学校申請書類が準備されたこと、また指定学校化を目指し、全授業で始業前の五分間テストを実施し、学生の学力向上に取り組むと記している⁽⁵²⁾。

宣川の保聖女学校は、寡婦や高齢女性の教育という特色を創立当初は有していた。「改正私立学校規則」における宗教教育の禁止政策などに抵抗を示し、それだけではなく植民地教育体制への拒否感から、総督府への登録にも教職員の反対があり、その結果、1916年に閉校への道を余儀なくされたのだが、1922年に予科と2年制の中等教育機関として再建された。したがって保聖女学校は他の長老派女学校と比較すると特異な発展の仕方をしている。20年代半ばになると様相も変化し、教会経営、また総督府の初等学校卒業生が占めるようになり、4年制の指定学校となることを目指すこととなる⁽⁵³⁾。教育施設の不備があるとされたが、地方官僚の協力もあり、総督府から3年制の妥協案が示され⁽⁵⁴⁾、その結果、1935年5月9日に総督府からの許可を得ている⁽⁵⁵⁾。

おわりに

以上述べてきたような、「改正私立学校規則」に端を発するアメリカ長老派ミッションスクールの指定学校化をめぐる問題は、「訓令十二号」による宗教教育禁止をめくり、日本のミッションスクールが直面しなければならなかった問題と質を同じくしているといえよう。1899年より開始された「内地雑居」によるキリスト教勢力の拡大を恐れた、キリスト教弾圧政策は、植民地朝鮮では先行するミッションスクールを弾圧する目的で再利用されたといえる。というのは、「訓令十二号」に抵抗し、宗教教育を維持するため各種学校として存在したミッションスクールも1901年には、上級学校への進学資格、男子校の場合は徴兵猶予などの権利を回復しており、実質上の問題はすでに解決していたといつて良い⁽⁵⁶⁾。

「改正私立学校規則」による宗教と教育の分離政策を総督府が採用した背景には、同化主義を基調とする植民地教育を推進するにあたり、総督府の学校に先行する私立学校、特に教会経営の初等学校そして中等教育を担ったミッションスクールが障害となっていた。これは、まさにキリスト教を学校教育から切り離し教会に封じ込める政策であったといえよう。これに対して長老派朝鮮ミッションは、日本のミッションスクールの経験に学んでいる。日本において「訓令十二号」問題は解決済みであるという事例を小松緑など総督府官僚に突きつける形で、事態打開への方途を探っていたのである⁽⁵⁷⁾。その結果、3・1独立運動後の「文化政治」期における長老派ミッションスクールの「指定学校」化の動きへと繋がっていくのであるが、これは、総督府の立場からすると、長老派朝鮮ミッションに対する譲歩を意味し、また、私立学校に対する政策変更、特に「宗教と教育の分離」政策の転換、換言すると総督府の宗教教育政策の変更と位置づけることが可能である。これに対して長老派朝鮮ミッションは私立学校における宗教教育の自由獲得と肯定的評価を下している。しかし、他方では植民地教育体制のもとでの指定学校化推進要因もまた同時に指摘されなければならない。すなわち上級学校への進学上の不利による学生募集の困難性に象徴される問題、これは植民地教育の

浸透にともなう新たな現象でもあったが、本論で幾度となく指摘されているように長老派ミッションスクール存続の根幹を揺るがす一大事として長老派宣教師に意識されている。この植民地教育体制の枠外に留まることによる不利益は、朝鮮人にとっては、「パンとバター」の問題として認識されるようになった。学生ストライキ、認可学校への転学、編入などの諸現象を生み出し、キリスト者の長老派ミッションスクール離れの一因ともなっている。そして指定学校化も過程では特に日本語教育に力が入れられた。十年代には日本語教育に対する抵抗も見られたが、二十年代になると朝鮮人学生が日本語教育を積極的に受容するなど、宣教関連資料には植民地空間での社会的上昇の階梯を選択する朝鮮人像を散見できる。

朝鮮のミッションスクールはキリスト者の占める割合が非常に高いといえよう⁽⁵⁸⁾。ミッションスクールの教育目標はキリスト教指導者の養成にあった。卒業者の中からは、牧師など教職者、キリスト教機関の働き手、教会経営の初等学校ならびにミッションスクールの教員など多くの人材を輩出している。いわばキリスト教圏における自己完結的再生産構造が存在しえたといえよう。これは教育面においても同様なことがいえ、ミッションスクール卒業者が、教会学校経営初等学校ならびにミッションスクール教員となる自己完結的サイクルが存立していたが、特に初等教育に教員免許制度が導入されることにより、ミッションスクール卒業生の教員免許なしで教会経営の初等学校教員となりえる道が閉ざされることとなった。総督府はこの自己完結的サイクルの一翼を崩すことに成功したのである。

では長老派ミッションスクールの指定学校化は何を意味し、何をもたらしたのだろうか。それは端的にミッションスクールの植民地教育体制へのさらなる編入を意味していた。「改正私立学校規則」をめぐる、総督府はメソジスト系ミッションスクールの植民地教育体制への編入に成功した。「文化政治」期になって、宗教教育を正式な教科目とするという譲歩はしたものの、長老派ミッションスクールの実質的な植民地教育体制への編入に成功したといえる。

長老派ミッションは、教育施設の改善、教育の質的向上に努め、またミッ

ションの正に存在理由となる聖書教育，宗教行事の自由を粘り強く総督府と交渉し，勝ち得ることに成功したが，反面，聖書以外の教科目に関しては総督府の学校と足並みをそろえることとなっている。さらに資料が明らかにするように，指定学校となるために日本語教育に重点をおき，日本語による教科教育の徹底に関しては，総督府官僚も，目を見張る程度のものがあったとされている。したがって結果として，この時期の長老派ミッションは植民地教育の底流をなす同化教育の協同者へと転じたといえよう。

同化と異化の錯綜・共存が「文化政治」の植民地空間を特色付けている。朝鮮語新聞の復刊など異化の指標となるものも存在したものの，植民地教育の浸透，ミッションスクールの植民地教育体制への編入に見られるように，この時期においても同化が底流をなしているといえよう。その意味で「文化政治」期は複合的同化主義の展開が見られるとあって良い。そして論じたような植民地教育体制の再編と強化は，後に「皇民化政策」へのシフトを可能とする素地となっていくのであった。しかしながら，長老派ミッションが死守し，総督府より勝ち得たミッションスクールでの宗教行事，聖書教育にみられる「信教の自由」は，「皇民化政策」期における神社参拝強要への抵抗の根拠として機能したのである。

註

- (1) 李省展「文明化とキリスト教化の相克」『文明化による植民地支配』，皓星社，2003年にて論議。
- (2) この研究は，抵抗史観に基づく研究では必ずしも明らかにされてこなかった，「文化政治」下におけるミッションの葛藤と総督府への協力を明らかにすることを目的としている。この指定学校化へのプロセスに関しては長老派系ミッションスクールの学校史などでも十分解明されているとはいいたい。またこの指定学校化に関する宣教関連資料を用いた先行研究は未見である。ここで分析の対象となる資料の多くは，アメリカペンシルバニア州フィラデルフィアにある長老派歴史研究所所収の資料群（Presbyterian Church in the U. S. A., *Board of*

Foreign Missions Korea Mission. Reports 1911-1954.) である。

- (3) ソウルの倣新, 貞信, ピョンヤンの崇実, 崇義, テグの啓聖, 信明, 宣川の信聖, 保聖の八校。
- (4) E. W. Koons to S. Ueda, April 18, 1917.
- (5) この時点ではまだ日本語による教科教育は他の長老派ミッションスクールには通達されていない。
- (6) *Presbyterian Boy's Academy Annual Report for Apr. 1917-Mar. 1918.*
- (7) O. R. Avison, *Pressing needs of the John D. Well's School for Training Christian Workers*, Soul, Korea., PRESBYTERIAN BOYS SCHOOL AT SEOUL, KOREA The John D. Well's School for Christian Workers.
- (8) 日本人教員採用に関しては「一九一五年、『改正私立学校』規則を制定,修身, 日語, 歴史, 体操科目の担当教師は有資格者でなければならないという法を策定し, 有資格者が少ない当時に日本人日本人教師を採用するよう圧力をかけた。」と記されている。(梨花百年史編纂委員会『梨花百年史』, 一九九四年, 一五四頁)
- (9) *Presbyterian Boy's Academy Annual Report for Apr. 1917-Mar. 1918.*
- (10) *Report of John D. Well's School*, May 10th, 1918.
- (11) 同じ北長老派ミッションスクールの啓聖学校では全授業時間数の中で, 週七, 八時間が日本語により授業されていた。 *Annual Report of Boys Academy at Taiku, Chosen, 1917-1918.*
また崇義女学校では学生の日本語による会話習得を奨励するために日本人教員による特別の授業を設置していた。 *Annual Report of Pyeng Yang Union Academy for Girls for 1918-1919.*
「改正私立学校規則」公布後, 程度の差はあるがミッションスクールにおける日本語の占める役割は増していったものと解釈される。
- (12) C. A. Clark to A. J. Brown, June 28, 1922.

- (13) *Personal Report of Dr. Oliver R. Avison, April 1, 1922 to March 31, 1923*, p. 7.
- (14) C. A. Clark to A. J. Brown, Dec. 25, 1922.
総督府官僚（半井，高橋）は，宗教教育を伴わない認可の方向で申請すれば，アカデミーはすぐにも認可できるとの趣旨の発言をしている。
- (15) *No. 609. From A.J. Brown to the Chosen Mission, Re Religious Liberty in Chosen Christian College and Severance Union Medical College*, May 15, 1922.
- (16) E. M. Mowry to A. J. Brown, July 25, 1922. この書簡に同封されている“Korean Academy Student Strikes”に記載されている。
- (17) 前掲の報告書（*Korean Academy Student Strikes*）では，押印している15名以外の学生は，指紋押捺を強要されたと記載されている。
- (18) *Korean Academy Student Strikes*
- (19) H. A. Rhodes to A. J. Brown, Nov. 15, 1922.
日本のミッションスクールの中で「訓令12号」における宗教教育否定の政策を批判し，指定学校化の道を模索し，指定学校となったのは明治学院（長老派），青山学院（メソジスト）など存在するが，朝鮮との違いは教派による違いがなかったことである。
- (20) *Annual Report of the John D. Wells School*, May 31, 1924.
- (21) C. A. Clark to Furlo Folks, May 8, 1923.
- (22) A. J. Brown, *To the Chosen Mission.*— No. 628, June 6, 1923.
この資料に書簡が含まれており，書簡自体の日付は不詳。
- (23) E. W. Koons to A. J. Brown, June 13th 1926.
斎藤実はキリスト教に対して特別な理解を示している。これは西洋から日本の朝鮮支配の理解と認知を得ることとも関係はしていると考えられる。しかし親英米派の斎藤は個人としてキリスト教に関心を持っていたものと推察される。斎藤実は海軍次官補として4年間ワシントンに赴任し，その間，教会に出席した経験を有している。また春子夫

人の出身校のミッションスクール，東洋英和学校には「敬神」・「奉仕」という扁額を送っている。

- (24) H. A. Rhodes, *History of the Korean Mission Presbyterian Church U. S. A. 1884-1934*, Chosen Mission Presbyterian Church U. S. A., Seoul, Chosen, 1934, P. 507. 2
- (25) *A Dear Friends' letter of W. D. Lyen*, Dec. 11, 1925.
- (26) S. A. Moffett, "Report of Boys' Academy (Pyengyang)," received by A. J. Brown dated Dec. 30, 1924.
モフェットはここでまた，形式的な有資格者より崇実卒業生のほうがまだましだとも記している。
- (27) *Report of Pyengyang Boys' Academy*, received by A. J. Brown, Oct 29, 1926.
- (28) *Report of the Posung School for Girls at Syen Chun, Korea For the School Year April 1st, 1924 to March 31st, 1925.*
Report of Taiku Girls' Academy 1929-1930.
- (29) *Pyeng Yang Academy for Girls Annual Report for 1926-27*, P. VI.
- (30) H. E. Blair, "Report of Taiku Boys Academy, 1923-1924."
- (31) 啓聖では朝鮮語と聖書の授業以外は日本語でなされていた。
Keisung Academy Annual Report for 1930-31.
- (32) *Report of Pyengyang Boys' Academy*, received by A. J. Brown, Oct 29, 1926.
- (33) *Taiku Boys' Academy Report 1925-1926.*
- (34) 同上。
- (35) Yagui, Koudo.
- (36) Imamura.
- (37) *Report of Presbyterian Boy's Academy, Pyengyang*, May 28, 1928.
- (38) *Report of Sungsil Academy*, May 1929.
- (39) 同上。
- (40) *Report of Sin Syung Academy Year 1922-30.*

- (41) *Report of Sin Syung Academy Year 1930-1931.*
- (42) *Annual Report of Kesung Boys' Academy, 1932.*
- (43) *Keisung Academy Annual Report for 1932-1933.*
- (44) *Report of Pyeng Yang Academy for Girls, 1931-1932.*
文化政治期の高等普通学校は、四年または三年が普通であった。
- (45) *Seoul Girls' Academy Report, May 12, 1935.*
- (46) *Chung Sin Girls' School Annual Report, June 1935.*
- (47) *Report of Sin Myung Girls' Academy, June, 1926.*
- (48) *Annual Report for 1926-1927, Pyeng Yang Academy for Girls, p. III.*
Annual Report for 1926-1927, Taiku Girls Academy.
- (49) 編入に関しては、卒業後一年間、総督府の高等普通学校へ転入するケースとすでに指定学校となった北長老派系ミッションスクールへ転入するケースが存在した。
Report of Sin Myung Academy, Taiku Korea, 1931.
- (50) *Annual Report of woman's Academy, Seoul, May 28, 1927.*
- (51) *1935-1936 Annual Report, Sinmyung Academy.*
- (52) 同上。
- (53) *Report of The Posyung Girls' Academy, Syenchun Station for the year 1933-1934.*
- (54) *Posyung Girls' Academy Report 1934-1935.*
- (55) *Posyung Academy Report 1935-1936.*
- (56) 基督教学校教育同盟編『日本におけるキリスト教学校教育の現状』、一九六一年、八一頁。
- (57) Midori Komatsu to A. J. Brown, November 4th 1915.
明治学院のインブリー宣教師、井深樞之助、植村正久と朝鮮在住宣教師、また宣教本部セクレタリーのスピアの間で、「改正私立学校規則」の対応をめくり情報交換がなされている。
李省展「宣教師と日帝下朝鮮の教育」『朝鮮民族運動史研究 第九

号』，不二出版，一九九三年九月，一三六～一三七頁。

- (58) 30年代になるとキリスト者学生の占める割合の地域差が拡大する傾向が存在する。宣川の保聖女学校の1935年度の報告書では約9割がキリスト者であるとされ、36年度の統計では、在籍318名中、全員が教会、教会学校に定期的に出席していると報告している。大邱の信明女学校は、37年度報告で、「生徒の大部分がキリスト者でない家庭からきている」と記している。